

精神保健福祉士養成担当職員研修事業実施要綱

1. 事業の目的

平成19年12月より、精神保健福祉士の高い専門性を担保できるような養成の在り方への見直しに向けて、「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」を開催し、検討を行ってきたところであるが、平成22年3月29日に「精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」が取りまとめられたことを踏まえ、精神保健福祉士養成担当職員の資質向上のための研修を実施する。

2 補助対象事業

本要綱に定める事業を実施する団体を、別に定める公募要領により公募するとともに、応募に関する諸条件等を満たす団体のうち、厚生労働省が設置する評価検討会による審査を経て採択されたものに対し、補助するものとする。

3 実施主体

競争により国が選定した民間団体

4. 事業の内容

(1) 大学等において精神保健福祉士の実習・演習科目を担当する教員の資質向上のための研修を実施する。

(2) 実習施設において学生を指導する実習指導者の資質向上のための研修を実施する。

5 個人情報保護

研修事業に従事する者及び研修者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

6 実施状況の報告

実施主体である民間団体は、研修の成果等をまとめた報告書冊子を作成し、研修終了後1ヶ月以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課障害保健係あて提出すること。

7 費用の支弁

本事業に要する費用は、民間団体が支弁するものとする。

ただし、受講者の交通費や滞在にかかる費用については、研修受講者の負担とする。

8 経費の補助

国は民間施設等が事業の実施のために支弁した費用について、別に定めるところによりそれぞれ補助するものとする。

また、民間施設等は、国の補助を受けようとするときは、別に定めるところにより、予め国に協議するものとする。

9 その他

この要綱は、公布の日から施行するものとする。